

名古屋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに
公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第42号

名古屋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例

(趣旨)

第 1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の 3において準用する法第46条第 3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）の定めるところによる。この場合において、府令第 2条第 2項中「特定乳児等通園支援事業者は」とあるのは、「特定乳児等通園支援事業者は、なごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり」と読み替えるものとする。

(防犯)

第 3条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもの安全を確保するため、防犯に関し必要な措置を講じなければならない。

(避難訓練等)

第 4条 特定乳児等通園支援事業者は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1回は避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 5条 特定乳児等通園支援事業者は、非常災害に備え、乳児等支援給付認定子ども及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第 6条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 8年 4月 1日から施行する。